

# アジアの日本

平和・人権・教育・文化

アジア民衆歴史センター機関紙

APHC No. 39 2014年2月11日発行。連絡先・事務局 〒569-0824 大阪府高槻市川添1-3-20

久保井規夫 TEL:FAX 072-695-3210 Eメール aphckuboi@ybb.ne.jp 及び@yahoo.co.jp 携帯電話 090-5018-7939

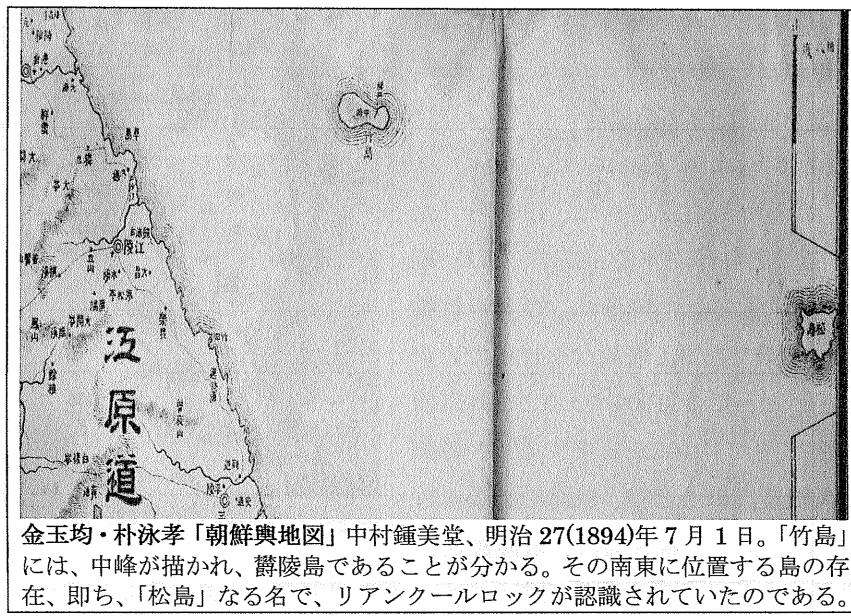
所蔵庫・展示室所在地 〒766-0002 香川県仲多度郡琴平町49番地 象峰庵 久保井方 TEL:FAX 0877-75-2035/3644。

大韓帝国勅令は独島=竹島を正当に領有したことを新史料で証左する

久保井規夫

日本明治政府は、日露戦争の最中、閣議決定でリアンクールロックを無主地先占にて、竹島と名付けて領有化し、島根県隱岐島司の所管とした(1905.2.22)。ところが、その五年前、1900年10月25日、大韓帝国は勅令第41号にて、同じ島を石島と呼んで江原道鬱陵島郡守の管轄と決定し、官報にも掲載していた。後決めの日本明治政府による島根県編入は国際法違反であり、無効となるし、「不法占拠」したのは、日本政府側となる。掲載したのは、2/22 第四回「竹島の日」を考え直す会での私の講演レジメである。詳細は、四月に刊行予定の拙著「図説 竹島=独島問題の解決」を御覧戴きたい。

## 1. 「鬱全島と竹嶋・石島を管轄する事」



金玉均・朴泳孝「朝鮮輿地圖」中村鍾美堂、明治27(1894)年7月1日。「竹島」には、中峰が描かれ、鬱陵島であることが分かる。その南東に位置する島の存在、即ち、「松島」なる名で、リアンクールロックが認識されていたのである。

韓国では、1889年10月、鬱陵島島監に任じた禹用鼎によって、フランス出身のラ・ボーテが同行した鬱陵島調査団の現地調査がなされた。現地では、百名以上の日本人が樹木を伐採してするなど、不法侵入の実情が報告された。かくて韓国政府は、鬱陵島・独島の管轄を強化するため、1900年10月25日、次のように「勅令第四十一号」を公布し、官報に明示した。「勅令四十一号 郁陵島を鬱島と改称し、島監を郡守に改正した件。第一条 郁陵島を鬱島と改称

し、江原道に所属させ、島監を郡守に改正し、官制に編入し、郡等級は五等にすること。第二条 郡庁は、台霞洞に置き、区域は、鬱陵全島と竹島、石島を管轄すること。(中略)第五条 準足すべき諸条は、本島開拓の進み具合に応じて決めていくこと。光武四年十月二十五日、御押 御璽 奉勅 議政府 臨時署理 贊政 内部大臣李乾夏」(「旧韓国官報第1716号」)。著者は、ラ・ボーテの存在に注目する。ラ・ボーテは、リアンクール・ロックの名も、欧米近代地図も把握できた立場だからである。弱点は、彼ら調査団が、鬱陵島に留まり、リアンクールロックへ赴かず実測しなかったことである。この石島が、同發音の独島=竹島である。現地鬱陵島の島民が呼称していたソクト・トルト・トトを漢字で表記したのが、石島=独島と言われる。確かに、現実的・民俗学的には、理解できるが、なぜ歴史学的に于山島と称しなかったのか。それは、日本国政府が、松島と称しなかったのと同様の事由である。近世の「于山島」「松島」が、近代に入ると、国際的(近代地図)にも、現地周辺でも通用しなかった。すなわち、19世紀末には、欧米の測量・地図・国際法の影響下に、今日の竹島=

独島は、リアンクール・ロックが、国際的にも通用する島名となった。20世紀初めには、鬱陵島では、日韓両国の漁民たちが共通して、竹島=独島のことを、「リヤンコ」島とか「ヤンコ」島とよんでいたという。これは、正式名のリアンクール・ロックが、現地の日韓漁民たちにも伝えられ、略して呼称したからである。日本でも、海軍などの海図・水路誌など公記録には、それまでの松島を使わず、欧米の記述のままリアンコールロックと記載した。

韓国でも同様に、「勅令四十一号」では、リアンクールロックを「石島」と記載したのである。現地での呼称と、ロックという島の実態とも合う適切な島名であり、リアンクールロックを明示しているのではないか。残念ながら、鬱陵島からの方位・距離が明示されず、経緯度も、付図も提示されなかつたため、石島=独島=竹島であることを明示できていない。これが、日本政府から指摘される。

されど、韓国閣僚は、リアンクールロックへ現地調査に赴かなくても、その存在を認知しており、無視する筈はないのである。興味深い資料がある。先述したが、「1883年三月、金玉均が、參議交渉通商事務・東南諸島開拓使兼捕鯨等事となり、以後、鬱陵島開拓移民は本格的に施行されていった」ことを思い出してほしい。その担当閣僚だった金玉均が所持していた「朝鮮輿地図」が、日本で、明治二十七（1894）年7月1日刊行され、しかも朴泳孝が題簽した地図である。「竹島」は、中峰・猪田川が描かれ鬱陵島である。その東南に記された松島、すなわちリアンクールロックの存在を、韓国閣僚が認知していたことが証明できる。特に、朴泳孝は、高宗皇帝の退位に反対した最後の閣僚忠臣である。もう、意図して韓国閣僚を無知呼ばわりすることは止めようではないか。

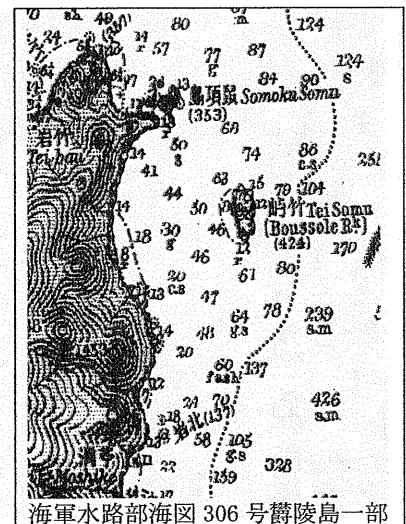
## 2. 石島を独島=竹島ではないとする説

### ① 「石島は觀音島」とする下條正男さん

下條正男（島根県竹島問題研究会座長・拓殖大学教授）さんは、1900年「大韓帝国勅令」の石島を独島=竹島に比定することに反対する。まず、石島=觀音島を主張した。すなわち、「勅令四十一号に記された竹島は、今日の竹嶋であったので、石島は今の觀音島とすることができます。何故なら竹島でアシカ漁が始まるのは、勅令四十一号が公布された三年後（1904年）で、それ以前は絶海の孤島であったからである。」（「現代コリア」1995.5）。要するに、韓国が把握していたのは、鬱陵島近辺の竹嶋・觀音島のことで、絶海の孤島の竹島=独島は知り得てなかったと決めつけたのである。觀音島は、鬱陵島北に在り、陸続きと見間違えるほど接近した島である。著者も現地調査したが、この緑の島は石島の名に適さず、また歴史的にも民俗学的にも、觀音島が「石島」と呼ばれた事実はない。

### ② 「石島」は不明とする池内敏さんの限界と弊害

私が、批判対象とした池内氏の論文は、「竹島/独島と石島の比定問題に関する」京都産業大学世界問題研究所（2010.10.9）と、それを補完した「竹島問題とは何か」名古屋大学出版会（2012.12.20）である。簡潔に問題点を指摘する。まず、「ドクソム（石島）」否定である。「ドクソム」「ドクト」の発音から、石島=独島はあり得ると、李漢基が慶尚道方言から、また、慎鏞慶が全羅道方言から実証した。池内氏は、韓国の方言からの分析を次のように批判した。「石島と独島は一致するという前提から出発し、その一致をいかに説明するかに腐心している様子を露わにしている」「こうした『民間呼称』が歴史学の文献を介して明らかにされたことを、いま筆者は寡聞にして知らない。現状では、方言・発音からする説明は、客観的な証明としての説得力をまったく有しない」。そして、「むすびにかえて」で結論する。「開拓当初に入島した朝鮮人は農具のみを持ち、鬱



陵島の比較的内陸部に定着してもっぱら農作業を行い、漁業に従事することはなかった[鬱陵島民の移住と定着過程 2003 年嶺南大学出版部]。本土から移住定着した古者の言として、もっとも早く独島での漁業活動従事が明らかになるのが 1903 年のことだからである。したがって、『大韓帝国勅令 41 号が 1900 年 10 月に出される以前に、鬱陵島民の朝鮮人は漁業活動の展開に伴って竹島/独島に対する認知度を深めており、その過程で此の島を”ドクソム”と呼ぶようになっていったことが勅令 41 号に反映された』などということは、まったくもって想定不可能なのである。』とする。

池内氏は、鬱陵島民の開拓移住民に偏った狭義な視点で、大韓帝国勅令 1900 年以前には、「漁業に従事することはなかった」と判断しているのではないか。1882 年 6 月 2 日、朝鮮国王高宗は、鬱陵島の開拓を指示した。その前提となった、検察使李奎遠が復命した五月の調査がある。鬱陵島に来ていた朝鮮人は、およそ 140 人で、殆どが浦の近くに幕舎を張って、漁業を営んでいた。すなわち、全羅道から 115 名、江原道から 14 名は、若布取りなどの漁をし、漁船も造って収穫物を積んで本土へ戻っていたのである。翌 1883 年三月、金玉均が、参議交渉通商事務・東南諸島開拓使兼捕鯨等事となり、以後、鬱陵島開拓移民は本格的に施行されていった。鬱陵島開拓が公認され、推奨されるとともに、当然、鬱陵島へ渡海する本土漁民も増え、定住する漁民も出てくるのである。ここで、朝鮮国領土として認知されている鬱陵島に侵入した日本人の不法な漁獵や櫂伐採を摘発した、1900 年 5 月、日韓共同調査団の禹用鼎(鬱陵島視察委員)の報告書を挙げる。念の為、国際法的配慮から、フランス人ラボルテ(釜山海關稅務司署理)も同行した。「禹用鼎の調査によると、全羅南道沿海民から徵収する若布税は鬱陵島において税収の根幹をなしていた。若布税は、百円ごとに五円であったが、年間の徵収額は 500~600 円に達していた。したがって、全羅南道の沿海民たちが採った若布の金額は、10,000~12,000 円になり、次に説明するように、日本人の 1897~9 年の平均海產物採集額 4,160 円を 6,000 円~8,000 円上回るものであった。造船税は、一杷に五両であったが、全羅南道の沿海民たちは、毎年十隻前後を建造していた。この実態を前に、はたして、池内氏の海驥漁を主体としていた日本人漁民だけが独島=竹島を認知していたという偏向的判断が成立するのか。若布・鮑漁を主体とした朝鮮人漁民だけは、目視できる竹島=独島を認知できなかったという荒唐無稽な判断を言い張るのだろうか。

池内氏の主張は、大韓帝国勅令 41 号の「石島」を竹島=独島に比定することに否定することに腐心してきた。しかし、では「石島」はどの島を示すのかという肝心の返答はないし、調査探索の努力も語らないことに、限界がある。それにも拘らず、池内氏は、日韓両国政府の、竹島=独島の領有表示公式法令を、韓国勅令は「現状ではみなし難い」とし、島根県告示は「有効とみなさざるを得ない」とした。この主張は日本外務省の主張を励まし、韓国を非難する領土ナショナリズムを煽るであろう。例えば、下條正男氏は、「1900 年大韓帝国勅令四十一号」について、次のように重視していた。「もし、その石島が韓国側の主張通り竹島とすれば、竹島が島根県に編入された 1905 年より早く、竹島は韓国領になっていた。そうなれば日本政府による島根県編入は、韓国側の主張通り違法行為となる。」(2005 年「竹島その歴史と領土問題」竹島・北方領土返還要求島根県会議 p98)。下條氏らは喜ぶだろうが、結語を急ぎすぎたのではないか。

### 3. 石島を独島=竹島に比定する説

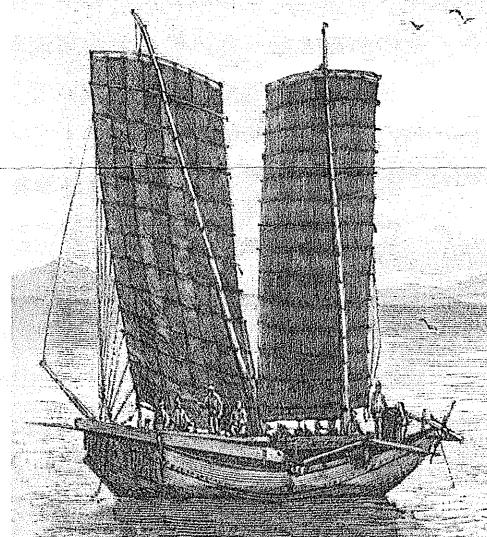
#### ① 郁陵島民が、独島=石島と呼称したとする

まず、慎鏞廈が、鬱陵島住民の多数を占める出身地全羅道の方言から、石島=独島を実証する。古幕里、忠道里では、トクソム・トリソムと呼び、石島(ソクソム)と漢字表記する。五泉里、水雉里では、石島のことをトクソム・トリソムと呼び、独島と漢字表記する。さらに、鬱陵島の朝鮮人自身が「独島」と表記していたことを、日本側の資料から指摘した。すなわち、「軍艦新高行動日誌明治三十七年九月二十五日条」に、次のよ

うに記されている。「松島(鬱陵島)に於いてリアンコルド岩実見者より聴き取りたる情報、リアンコルド岩、韓人之を独島と書し、本邦漁夫等、略してリヤンコ島と呼称セリ。」明治三十七(1904)年であり、これ以前から独島の表記がなされていたことが分かる。何よりも、韓国人が、独島=竹島を認知し、呼称を漢字表記していた(漢字表記をしたのは当時は韓国役人たち知識層である)事実を日本側の水路調査船が報告したことは、翌年からの日本側の「無主地先取」「固有の領土」などの主張を無効とする。「史的解明 独島(竹島)インター出版 1997. 6. 6」。この慎鏞慶氏の見解を支持し同意するのが、李漢基、金炳烈、宗炳基、金学俊、朴炳渉、金秀姫氏、内藤正中の各氏である。そして、この説に反対した日本側の研究者は、朝日新聞に自説が掲載された池内敏さん唯一人である。

ここへ金秀姫氏が、2001年、新しい資料を紹介した。池内氏も前著で検討している。すなわち、「民国日報 1962年3月19日付」に次のような記事が掲載された。「巨文島西島里に住む今年八十七歳の金允三老人は、(中略)二十歳(1895年)であった夏に、千石積ほどの貿易船五、六隻で元山を経て鬱陵島に至り、その鬱蒼とした木々を伐り、筏を作った。晴れた日には、東側の海のなかにぼんやりと島が見えた。年を取った船乗りに、あれは何かと尋ねた。あの島はトルソム(石島=独島の別称)で、わが三島(巨文島)に住む金致善(今から140年前)爺さんの時から、いつもその島で多くのアシカを捕まえて行くと教えてくれた。(中略)一行数十人は、元山等の地で明太などを積んだ船を鬱陵島に置き、筏を二日漕いで約二百里になる『トルソム』に到着した。島がことごとく岩でできていて、人は誰一人としていなかったという。トルソムは大きな島二つとたくさん小さな島からなっていて、大きな島の間に筏を置いておいて、十日あまり留まりながら、アシカも捕ったし、ワカメやアワビなども採った。」著者が、一番重視するのは、「今年八十七歳の金允三老人は、(中略)二十歳(1895年)であった夏に」、鬱陵島を訪れ、さらに独島=竹島へも漁撈に出向き、その島が「トルソム」と呼ばれたことを証言した事実である。重要なのは、1895年には、韓国人が、独島=竹島を「トルソム」と呼称し、認知し、漁労を行っていた歴史的事実は否定できない。すなわち、1895年段階に、「トルソム」呼称が存在したことは、韓国の役人・知識層が漢字表記すれば「石島」または「独島」なのである。

池内氏は、同書第十二章で、1900年大韓帝国勅令の「石島」表記と「トルソム」呼称について、「現地の側に竹島/独島を”ドクソム”と呼ぶような条件がないのだから、「勅令41号」に見える石島が現地用語を踏まえた独島だなどということは、あり得ない話なのである。」と結語を早出ししてしまったことを忘れてはならない。新史料を前に、池内氏は、「1960年代の新聞記事における回想記録という二次史料ではあるが、1895年頃には独島を『トルソム』と呼んでいた可能性を示す文献史料の発掘は、たしかに大韓帝国勅令四十一号第二条にいう『石島』と独島とが一致する可能性につながるものではある。」と一定の評価をせざるを得なかった。また、池内氏は、アシカ漁について、まず「江戸時代日本の史料には、交換価値を持つものとして現われるのに対して、朝鮮側史料では稀に得られる珍品か、あるいはせいぜいが自家消費の対象にすぎないように思われる。」「筏に積みうる量のアシカ皮等が、果たして人々の再生産を可能とするような生業と評価しうる水準の



Two-Masted Corean Vessel(1871年)韓国の海洋船

規模とみなしうるだろうか。先に見た江戸時代日本人による生業としてのアシカ漁の規模と対比してみただけでも、結論は明らかである。巨文島民による独島でのアシカ漁が、1900年より前に存在していた可能性は、右の『民国日報』記事から読み取ることができるだろう。しかし、それは自家消費の域を出ないのであって、いまだ市場価値を見出された生業の水準にまでは至ってなかったとするのが妥当なところである。」「収益を目的とした竹島におけるアシカ漁は、日本人の手ではじめられたとみるのが素直である」。(いずれも池内敏「竹島問題とは何か」名古屋大学出版会 2012.12.20)。

確かに、アシカ漁については、日本人漁夫が生業としてきたことは、江戸期からの日本側文献にある。特に、竹島=独島が島根県所管とされた、1905年ごろからの中井養三郎らによって収益目的のアシカ漁が乱獲的になされて、アシカ全滅に至ったのは日本側の所業である。しかし、朝鮮人漁夫が、鬱陵島へ、そこから独島=竹島へと渡海したことを、日本人漁夫の出漁をクローズアップすることで過少にしてはならない。

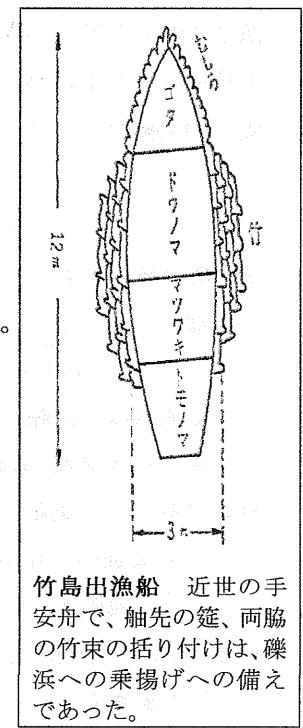
「民国日報」でも、千石船を操舵し、鬱陵島の豊富な森林から筏を造成していたとあるではないか。池内氏は、竹島=独島への朝鮮と日本の漁船の実態、航路の長短、季節の風向きと海流の流れを分析したのであろうか。今日でも、鬱陵島まではスムーズに渡航できるが、鬱陵島と独島=竹島との往来は、春夏は好天で適すが秋冬は荒天にて途絶える。当時の日本漁民の造船・操舵・漁法から、朝鮮人漁民は著しく劣等とみなす先入観はやめたい。日韓何れの漁民も、まずは鬱陵島を目指し、到着していたのである。竹島=独島への出漁は、近距離の鬱陵島を根拠地にしてこそ展開できたのである。二つの岩山と岩礁からなる竹島=独島には、大きな船は横付けできなかつた。

東島に一か所あった数十メートルの狭い礫浜へ乗り上げるのが唯一の手段であった。

当時の写真、図面に目を通してほしい。日韓漁民とも、竹島=独島への出漁は、鬱陵島あるいは隠岐島から小舟・筏に乗り換えるしか手段はなかったのである。念の為、当時、鬱陵島へ渡海したであろう朝鮮(韓国)の海洋船の図を提示しよう(William Elliot Griffis 「COREA」 1882年)。また、筏と小舟も図示しておこう。筏は、濟州島の物を提示するが、鬱陵島ではもっと大きな筏も造成できたと思う(吉田敬市「朝鮮水産開発史」朝水会昭和29年5月30日)。そして、小舟は、日本人漁夫が、隠岐の島から竹島=独島へ渡海した際の様子を示すもので、狭い礫浜へ乗り上げる工夫が施されている(島根県隠岐郡西郷町役場「西郷町誌」昭和51年9月25日)。

## ②位置と内務官僚の調査報告を踏まえた大西俊輝さん

大西俊輝さんは、「日本海と竹島 日韓領土問題」東洋出版(2003年1月31日)にて、大韓帝国勅令の「石島」の解釈を述べた。要旨を次に抜粋する。「竹島(竹嶋)は付属の島ではあるが、確かに大きい。また少しばかり本島から距離がある。だが觀音島ともなれば、そう大きくはなく、距離も密着である。この程度の島は、鬱陵島の周辺には、まだ幾つかある。少し小さいが、青島、燭台岩、三仙岩、一仙岩、孔岩などで、皆、本島に密着所属する。觀音島は、これらの島と区別し、わざわざ別途、島名を挙げる程の島ではない。わざわざ島名を挙げ、鬱島郡守に管轄させる島とは、鬱陵島に当然の如く所属する島ではない。島名を挙げるには、挙げるだけの特別の島か、強調しておかなければならぬ島であろう。ならば、独島の方が相等しい。」「行政官たちは、なぜ干山島の文字を使用せず、石島を使用したか。それは併称した竹島に引きずられた結果である。竹とは、草の大なるもの、草木の繁茂する島を言う。それに対し裸岩、剥き出しの島として石島を対峙した。鬱陵本島と、その海域の竹島と石島である。・・・・だが鬱陵島の漁民たちにとり、此の島は極めて関心の高い存在である。それゆえ、島民たちの通称名、独島が普及する。行政官が使用した石島の名は、一時的なもので、



竹島出漁船 近世の手安舟で、舳先の筵、両脇の竹束の括り付けは、礫浜への乗揚げへの備えであった。

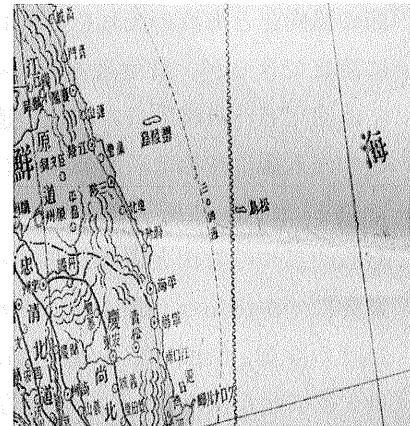
すぐに消滅してしまった。今一つの于山島という島名は、もともと漁民たちは使用していなかった。」。

### ③ リアンクール・ロックを韓国も把握していた

さて、著者の久保井はどうなのか。もちろん、著者は、大韓帝国勅令に記された石島を独島=竹島に比定する。鬱陵島に居住・渡海した韓国人が、トクソム・トリソムと呼び、役人たち知識層が、石島（ソクソム）と漢字表記した説に同意する。大西俊輝さんの見解にも同意する。さらに、著者は、それらの説に付加して、韓国政府は、日本政府同様に、欧米の国際法と地図・水路図についても把握していたとみる。その見解を持った最初の動機は、近代、鬱陵島と竹島=独島で漁撈をした、日韓の漁民たちが、共通に呼称した呼び名に注目したからである。すなわち、朝鮮の于山島では無く、日本の松島でもなく、これらの呼称に代わって使われた「リヤンコ」「ヤンコ」「ランコ」島である。韓国の漁民たちも、欧米の国際的な名称であるリアンクール・ロックを、鬱陵島に出漁していた韓日の漁民に共通に通じる島名として、リアンクール・ロックの略称を呼称するようになっていた事実があった。そして、もう一つの略称として、島の実態を強調したである岩島・石島を表す「ソクソム」「トクソム」「トクト」も、韓国漁民の間で呼称されていた。著者は、韓国政府や現地鬱陵島の役人・知識人は、国際的な正式名である「リアンクール・ロック」と、現地呼称「トクソム」との、いずれにも符合するロック島=石島=独島と表記したと判断する。この判断をさらに史料を分析して、実証していくことで、著者は読者の納得を得たいと思う。

その実証は、私が引用した池内氏の意見に反論することから始まる。すなわち、池内氏は、「1879年作成のStanford地図における、Liancourt Rock である。欧米で作成された地図では、竹島/独島を岩つまり”石のようだ”と表現しているのである。ただし、これが大韓帝国勅令41号における『石島』の根拠となる場合には、国家的な領有意思の表明としてはいささか唐突で、薄弱な根拠とならざるを得ない。Liancourt Rock が、大韓帝国勅令41号以前の朝鮮王朝や大韓帝国で作成された朝鮮図に書き込まれたことは一度もないからである。」と述べた(2012「竹島問題とは何か」)。これは、対手の日本側はどうなのかを検証しないアンフェアな主張である。また、1900年前後の日韓両国の、近代的な海図・水路の測量技術、特に陸上以上に測量困難な海域の島々の領海を書き込んだ地図がないと主張するのは、当時の日韓両国の技量では両国ともに作成できない近代的地図を見せない限りだめだと、時代錯誤の論法である。

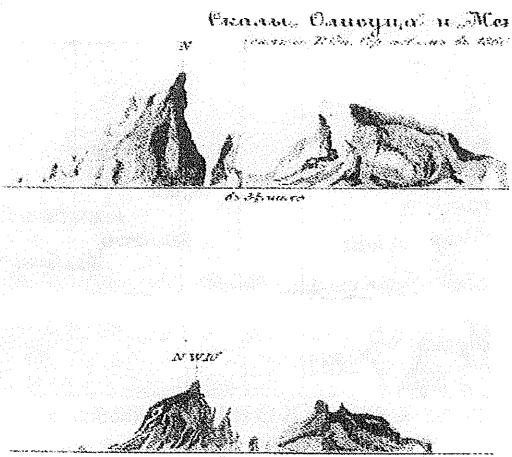
すぐに池内氏の論法に無理があることを指摘しよう。日本政府が閣議決定で、竹島=独島を島根県所管とした1905年以前に、松島であれリアンクール・ロックであれ、竹島=独島を日本領土して明示した、江戸幕府や明治政府が作成した(百歩譲って民間の作成した数多の地図の場合でも)、日本地図は一枚も無いのである。なお、松島またはダジューレ島の名で、朝鮮(韓国)の領土とした朝鮮図は、数多くある。当時、リアンクール・ロックを経緯度も正しい位置に、形状も正しく掲載した地図・水路図を作成できたのは、リアンクール・ロックへ出向き実測した仏(1849年)露(1854年)英(1855年)米(1902年)の四か国だけであった。特に、ロシアは、自国ウラジオストック港との必然から、何度も、朝鮮東岸全域、鬱陵島、リアンクール・ロックの実地測量を綿密に行い、その海図・水路図は、日本を初め関係国が複写し参考にした。海国である日本は、韓国に先んじて、欧米から近代的な海軍を組織し、海図・水路測量の技術を学びつつあった。その日本でも自ら竹島=独島を測量したのは、日露戦争の戦略に必要として迫られた、1904年11月20日、軍艦対馬によるものである。それとて、仏露英米の測量による水路図・海図に基づいて実施したのである。リアンクール・ロックを「竹島」



富田熊次「日露清韓極東最近地圖」光世館二書房、明治三十七(1904)年2月29日。ウラジオストックより真南の松島(竹島=独島)横を通る波線が海底電線である。

と称して島根県所管の閣議決定をする二か月前の慌ただしさである。

さて、竹島=独島に限定しよう。リアンクール・ロックとの国際的名称を、日本政府や現地鬱陵島の日韓漁民も知り得たのに、「韓国政府だけは知ることができなかつた」などと断定することに、著者は納得し難い。韓国政府も日本政府同様に、リアンクール・ロックの国際的名称も位置も知ることができたと判断するのが自然である。



1857年作成、ロシアによるリアンクール・ロックの実測図（朝鮮東岸海図より一部分拡大）  
リアンクール・ロックは、ウラジオストック港と対馬海峡へ行き来する重要な航路の目標であった。その為、朝鮮東岸図に、このリアンクール・ロックでの実測図が、他の港湾拡大図と一緒にクローズアップされて掲載されている。

なぜなら、時勢の正しい分析が搖るぎなき補強をする。池内氏はもちろん、日本外務省追随の論者も、語らず隠蔽するか、見落としていることがある。それは、当時の日韓露の関係が及ぼす鬱陵島と独島=竹島についてのロシアの存在の重要さである。日清両国が朝鮮国の支配権を争った日清戦争後に、自立を目指した大韓帝国に干渉する日本に対峙してくるのが、ロシアであった。日清戦争後翌年には、ロシアは鬱陵島森林伐採権を得て、鬱陵島に入り、日本人の退去を求めた。その属島であるリアンクールロックの西側の海には、ウラジオストックと長崎を結ぶ海底電線が、国際条約に基づき、日清戦争時には、既に敷設されていた。この要地リアンクールロックを、韓露両国が見落としたり、領土から除外する筈がないと言えよう。

1900年「義和團の決起」後、「満洲」に大軍を駐留し、中国・韓国に領土的野心を露わにしていたロシアである。ロシアは、日清戦争後に三国干渉で漁夫の利として、遼東半島・大連港・旅順港を我が手中にした。近代化を急ぐ朝鮮政府では、親露派

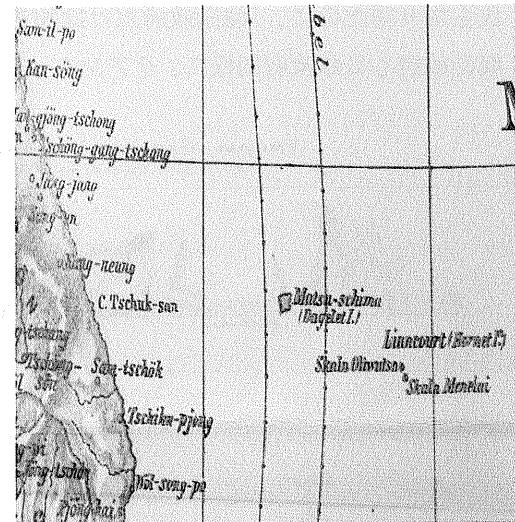
が親日派を凌いだ。1895年10月8日、日本公使三浦悟郎らは、親露派を主導した明成皇后を惨殺した(乙未の変)。1896年2月~1897年2月まで、日本軍の干渉を避けて、高宗国王は露国公使館に移り、親露政権を組織して施政した。宮廷に戻っても、1897年10月、国号を「大韓帝国」とし、高宗皇帝として、親露政権での自主独立・近代化政策を進めた。ロシアは、侵略の野心を持ち、親露政権の韓国は好都合であった。独仏も加わり韓国侵略を一步先んじていた日本と対峙する。韓国の外交・内政の政治顧問や、戦略拠点の租借、経済的権益をロシアは手中にしていく。そのロシアが、1854年以降作成した、朝鮮国東岸・鬱陵島・リアンクール・ロックの実測海図・水路図が、実測の許可を与えた当該国であり親露国である韓国にだけは渡されずに、対峙する日本など他国へだけ融通したことなどあり得ないであろう。

確たる証拠を示そう。1884年6月25日、ソウルに於いて、「露朝通商条約」が締結された。その第八条に、「第一款 締盟国双方の軍艦、彼我の港湾に寄港する事を得、其の必需品の購求若しくは船体の修復等を要する時は、可なりの便宜を与え、貿易規則及び港則等に検束せらることなく、且つ何らの課税を收取に及ぼざるものとす。」「第四款 朝鮮国政府は、朝鮮海に於いて、海図の調製、又は測量等に従事する露国軍艦に対し、可なりの協助を与ふべきものとす。」このように、露国の測量も海図作成も、当該朝鮮国(韓国)の了解協力に基づくもので、韓国に水路図・海図が提供されないと考える方がおかしい。そして、リアンクール・ロックは、ロシアが森林伐採権を得て、ロシア艦艇も寄航している鬱陵島の属島であった。最もリアンクール・ロックの韓国領土化を望んでいたのはロシアであり、その為の海図も提供し、政治的顧問を通して外交的助言・干渉も為し得る立場であった。韓国親露政権によって、「大韓帝国勅令」が出され、リアンクール・ロックを韓国領「石島」としたことは、ロシアにとって大歓迎であった。遅れて、日本政府が、1905年正月、臨

時閣議決定で、リアンクールロックを「竹島」の名で島根県所管とし、密かに島根県だけに通達したのは、戦時下に、鬱陵島・リアンクールロックを戦略作戦の要地に組み入れたことを、ロシア側に探索させたくなかつたからと、解釈するのが妥当であろう。

最後に、韓国が、1900年「大韓帝国勅令第四十一号」時点には、リアンクールロック(石島=独島)の存在を認識していた証左となる、一冊の書籍を紹介しよう。1894年、韓国政府の顧問外国人であつた独国人 HESSE-WARTEGG 「KOREA」 DRESDEN1895年刊である。ヘッセが所持した朝鮮地図が同書附図である。地図は、韓国を中心、東西に日本・中国(清)の一部が描かれる。経緯度が引かれ、沿岸のかなり小さな島々まで、島名も形状も正確な近代地図である。口絵に原色図を掲載したので、鬱陵島とリアンクールロック(今日の独島=竹島)が、韓国本土と同じ薄紫色に着色されて、韓国領土であることを確認して欲しい。部分拡大図にて、島名を見れば、鬱陵島には、Matsu-schima(Dagelet I)とある。リアンクールロックには、Liancourt(Hornet I)とあり、更に西島に Skala Oltwutsa と命名し、東島に Skala Menelai と命名している。この命名は、1854年、チャーチン露艦隊が、リアンクールロックを現地測量した際に名付けた島名である。リアンクールロックを現地測量した仏露英三国の調査を踏まえた当時最高の地図である。この地図を所持し、書籍の付図としたヘッセ・ヴェルテグ「KOREA」1895年刊は、当然、韓国政府に贈呈されていた(入手できた)と考える。また、韓国政府が、付図の如き、同様の地図も入手できたと考えるのは、英仏露独米日の各国との外交・交誼からも至極当然であろう。

2/22(土)午後一時 大阪市立住吉区民センター小ホール



HESSE-WARTEGG 「KOREA」 DRESDEN1895 年刊、付図。1849 年仏船に因むリアンクールロックの島名の他に、1855 年英艦に因むホーネットの島名や、1854 年露艦パラスが命名したオリヴァツアとメナライの島名が記されている。

## 第四回「竹島の日」を考え直す集い

「竹島=独島問題の解決を求めて」対立でなく、友好と共生の絆を守ろう！

◎日時・会場 2014年2月22日(土)午後一時~。大阪市立住吉区民センター小ホール。参加費無料。

◎会場へのアクセス 大阪南海高野線 沢野町駅、東へ300m。tel06-6694-6100

◎内容 開会・閉会の辞、独島=竹島のビデオ上映。本会活動方針の提起。集会決議。

講演1 「ヘイトスピーチを許さず」顧問 戸田ひさよし(門真市議会議員)

講演2 「サンフランシスコ講和条約前後の竹島(独島)帰属論議の分析」

副代表 黒田伊彦(部落解放・人権研究所反差別部会、元大阪樟蔭女子大学講師)

講演3 「大韓帝国勅令は、独島=竹島を正当に領有したことを史料で証左する」

副代表・理事長 久保井規夫(アジア民衆歴史センター主宰、元桃山学院大学講師)

独島=竹島を正当に領有化した 1900 年「大韓帝国勅令」の後、1905 年閣議決定・「島根県所管告示」は国際法違反の不法侵略であり、日本政府の領有権主張も、2005 年「竹島の日」条例も撤回すべきである。

編集後記 「図説竹島=独島問題の解決」の執筆に時間を執られたため、NO.39 の発刊が遅れた。また、内容も同書原稿からの抜粋で、2/22(土)「竹島の日」を考え直す集いの講演レジメにさせていただいた。次号は四月発行で、紹介したい資料が山積みなので、先ずは資料項目を羅列し、読者の希望に応えながら、多岐にわたる内容を記載する。御期待下さい。